

別紙 1

## 『日中協定に基づく認定を希望する場合の注意事項』

公益財団法人ユニジャパン

平成 30 年 9 月 12 日

ユニジャパン国際共同製作認定（以下、「ユニジャパン認定」という）は、日本の国際共同製作映画を、日本の製作者の海外市場獲得に寄与し、文化交流・人材交流を通じた産業のグローバル化や文化の質的向上に寄与する国際共同製作かどうかを審査し、認定するものです。

一方、日本国政府と中華人民共和国政府との間の映画共同製作協定（以下「日中協定」という）に基づく認定は、日中共同製作映画を日本と中国双方で自国の映画と認める事により、両国でそれぞれ提供される支援や恩恵へのアクセスを可能にします。

ユニジャパン認定と日中協定に基づく認定とでは、一部要件等が異なります。日中共同製作協定に基づく認定を希望する場合は、国際共同製作認定（ユニジャパン認定）申請書の「共同製作相手国名または地域名」の備考欄にて「希望する」を選択し、下記注意事項に従ってください。そうすることで日中協定に基づく認定としても機能するユニジャパン認定を申請することができます。なお、本注意事項には記載されていない追加条件・提出書類・情報なども必要となる場合がありますのでご承知おきください。

## 記

## ① 出資比率要件について：

ユニジャパン認定では、海外の製作者からの出資として、応募要項 **7. 認定基準** B)にある通り、製作費全体の5%以上かつ1000万円以上の金額を要件としていますが、日中協定に基づいて中国側の認定およびそれによる恩恵を得るためには、中国側の出資として協定に定められた基準比率の出資（通常20%以上）が要件となります。ただし、特例的に日中双方ともに10%から90%の間の出資比率で認定される場合もあります。なお、作品へのクリエイティブな貢献度は、日中双方の資金面の貢献割合と相応であるべきと定められています。

詳しくは日中協定附属書をご確認ください。

◆URL：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/c\\_m1/cn/page25\\_001339.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page25_001339.html)

《参照：協定テキスト（和文）附属書 セクションB（6）及び（7）より》

（6）共同製作団体は、各共同製作団体の出演、技術及び美術の面での貢献（創作面での貢献）並びに資金面での貢献について合意する。ただし、共同製作映画に対す

る各共同製作団体の出演、技術及び美術の面での貢献は、各共同製作団体の資金面での貢献に対して合理的な割合とする。各共同製作団体の資金面での貢献を評価するに当たり、権限のある当局は、資金面での貢献の一部として、現物での貢献（スタジオ施設の提供等）を相互に確認し、又は承認することができる。

- (7) 各共同製作団体の共同製作映画に対する資金面及び創作面での貢献は、全体の二十パーセント以上八十パーセント以下とする。権限のある当局は、異なる限度について合意することができる。ただし、新たな最低限度は十パーセントとし、新たな最高限度は九十パーセントとする。第三国の共同製作団体が映画共同製作に参加することが共同して確認され、又は承認される場合には、当該第三国の共同製作団体による貢献の合計は、全体の十パーセント以上二十パーセント以下とする。

## ② その他追加条件について：

ユニジャパン認定での提出書類（応募要項 **9. 提出書類** 参照）および満たすべき認定基準（応募要項 **7. 認定基準** 参照）に加えて、以下の事項の契約書への記載、追加書類の提出及び条件の順守が必要になります。

共同製作契約書中に記載が必要な情報：

- ・脚本家名、監督名、撮影開始時期
- ・本制度上での支援を得ることが上映許諾を得ていることにはならないことを了承する旨の条項
- ・過半出資側のプロデューサーが製作保険または権利処理保険に入る旨の条項
- ・不認定の場合、最終不認定の場合、および上映不許可の場合のコスト負担の合意条項

追加書類：

- ・スタッフ・キャスト（役名付）および各々の出身国リスト
- ・あらすじ

詳しくは日中協定附属書をご確認ください。

◆URL：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/c\\_m1/cn/page25\\_001339.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page25_001339.html)

《協定テキスト（和文）附属書 セクションB (1) (c) 及び (9) より》

(c) 両共同製作団体が署名した共同製作の契約書の写しであって、次の全ての事項を含むもの

(i) 共同製作映画の題名

- (ii) 製作者の氏名及び台本の著作者の氏名又は文学作品から作成される場合には脚色者の氏名
  - (iii) 監督の氏名（必要な場合には、その交代を許可する代替条項）
  - (iv) 予算（資金調達に関する計画を含む。）
  - (v) 国際的な配給の予測
  - (vi) 費用が予算を上回り、又は下回る場合の共同製作団体のそれぞれの分担。この場合において、分担は、原則としてそれぞれの貢献度に比例するものとする。ただし、費用が予算を上回る場合のより貢献度の低い共同製作団体の分担は、(7)の規定に基づいて認められる最低比率が尊重されることを条件として、より低い分担率又は一定の額に制限することができる。
  - (vii) 協定に基づく特典を受ける権利を与えることが、共同製作映画の公開を許可することについていずれの締約国政府の関係当局も拘束しないことを認める条項
  - (viii) 撮影が開始される予定の時期
  - (ix) より貢献度の高い共同製作団体が、少なくとも製作に係る全てのリスク及び原盤製作に係る全てのリスクを対象とする保険を付することを定める条項
  - (d) 配給契約（既に署名されている場合に限る。）
  - (e) 創作及び技術の分野における要員の一覧（国籍及び役割並びに出演者については、その配役を記載したもの）
  - (f) 製作日程
  - (g) 予算の細目（各製作団体が各国において負担する費用を明示したもの）
  - (h) あらすじ  
（後略）
- (9) 共同製作団体間の契約は、
- (a) 製作に使用した素材であって最終的な保護をかけた複製のためのものの十分な数のコピーを全ての共同製作団体のために作成することを定める。各共同製作団体は、保護をかけた複製のための素材のコピーの所有団体であるものとし、必要な複製を作成するために使用する権利を有する。また、各共同製作団体は、共同製作団体間で合意した条件に従って原盤を利用することができる。当該条件は、少なくとも、各共同製作団体が映画の有形の要素の共同保有団体である旨の条項を含むものとし、全ての素材が著作権で保護され、及び両共同製作団体の合意によってのみ使用することができることを保証するものとする。  
原盤は、各共同製作団体が利用することができるであろう現像所であって共同製作団体が共同で合意するものにおいて、共同製作団体の共同名で登録すべきである。

- (b) 次の費用に関し、各共同製作団体の支払責任を定める。
- (i) 権限のある当局による共同製作映画としての暫定的な確認又は承認を拒否されたプロジェクトの準備に要した費用
  - (ii) 暫定的な確認又は承認を与えられたが、当該確認又は承認の条件を遵守することができなかった映画の製作に要した費用
  - (iii) 確認され、又は承認された共同製作映画の公開の許可が共同製作団体の国のいずれかにおいて与えられなかった場合の当該映画の製作に要した費用
- (c) 映画の利用による収入（輸出市場からの収入を含む。）の共同製作団体間の配分に関する仕組みを定める。収入の配分は、原則として共同製作団体のそれぞれの貢献の合計に比例すべきであり、権限のある当局による確認又は承認に従うものとする。当該配分は、収入若しくは市場の配分又はその双方の組合せから成る。
- (d) 当該映画の製作に対するそれぞれの貢献が完了する期限の日を明記する。
- (e) 共同製作団体が共同製作映画についての著作権を共有し、及び各共同製作団体が共同製作映画のタイトル・シーケンスに製作者のクレジットを付することを規定する条項を含める。

### ③ 審査期間について：

ユニジャパン認定では、随時申請を受け付けており、応募要項 **3. 申請期間** にある通り、審査には、申請書類提出から最大2カ月半かかりますが、日中協定に基づく認定の場合、申請書類提出から45営業日以内に審査結果が通知されます。

詳しくは日中協定附属書をご確認ください。

◆ URL : [https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/c\\_m1/cn/page25\\_001339.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page25_001339.html)

《協定テキスト（和文）附属書 セクションB（1）より》

- (1) 協定に基づく共同製作としての位置付けについての申請は、全ての裏付けとなる文書を付してそれぞれの国の取扱機関に行う。

日本国においては、プロジェクトは、申請から四十五執務日以内に評価される。日本国の取扱機関は、共同製作の要件を満たすプロジェクトについて確認書を発給する。

(後略)

以上。